平成２６年（フ）第４４７３号
東京都港区南青山５丁目17番２号シドニービル４階
破産者　有限会社エイチケイアート
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４７４号
東京都世田谷区奥沢２丁目32―14
破産者　金子　裕之
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７０６号
東京都豊島区目白３丁目４番５号
破産者　株式会社キュービット
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７０７号
東京都豊島区西池袋５丁目12―12―706
破産者　南部　　耕
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７５４号
神奈川県横浜市西区北幸２丁目12番26号
破産者　株式会社イリスインベストメント
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７９４号
東京都杉並区善福寺４丁目６―９―203
破産者　土屋　典子
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５１号
東京都中央区八丁堀２丁目10番３号
破産者　有限会社広告ジャーナル社
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６５号
東京都杉並区堀ノ内２丁目１番38号　アトラス方南ビレッジ603、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区九段南４丁目６番９号ＯＳビル６階
破産者　株式会社リスペクト
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６６号
東京都杉並区堀ノ内２丁目１―38―603
破産者　金子　一成
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６７号
東京都多摩市愛宕４丁目41番地４―101
破産者　市民シンクタンク株式会社ひとアンドまち研究所
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６８号
東京都多摩市愛宕４丁目41番地４―101
破産者　工藤　秀美
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７３号
神奈川県厚木市下川入201番地の１
破産者　有限会社梶ケ谷精機
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７４号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目24―４―403
破産者　長島　明博
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９０号
東京都江戸川区春江町２丁目30番６号
破産者　株式会社ハンドヒロック
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９１号
東京都江戸川区春江町２丁目30―６―404
破産者　手塚　弘樹
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０２号
東京都板橋区中板橋17―５、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区前野町３丁目21番５号
破産者　竹中商事株式会社
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０３号
東京都練馬区豊玉北５丁目９―21―102
破産者　竹中　敏明
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１１号
東京都中央区日本橋茅場町１丁目14番２号
破産者　有限会社松幸
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１２号
東京都新宿区弁天町133―102、開始決定時の住所東京都港区海岸３丁目16―８―201
破産者　松土　幸司
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１６号
東京都台東区東上野６丁目24番１号
破産者　株式会社アーネストブレイン
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１７号
千葉県松戸市栄町５丁目352―２　Ａ―101、住民票上の住所千葉県松戸市栄町２丁目97―２―204
破産者　坂井　克好
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部